

## ドイツ社會民主黨の租稅政策

井 藤 半 彌

### 一 ドイツ社會主義の財政研究

この稿の目的とするところは、第一次大戰直前におけるドイツ社會民主黨の財政、ことに租稅政策の説明である。ドイツの社會主義政黨の財政政策論としては、一八四八年の『共產黨宣言』、一八六九年の『アイゼナッハ綱領』、一八七五年の『ゴータ綱領』、一八九一年の『エルフルト綱領』及びそれ以後の黨大會決議等の中に見出すことができるが、これ等のものは皆きはめて簡單であつて、間接稅の廢止、累進所得稅、財産稅の實施等の一般方針をかかげるに過ぎない。また當時は黨の勢力もきはめて微弱であつたので、かかる單純なものでも差支はなかつたのである。しかし十九世紀末以後になると、中央及び地方の議會にドイツ社會民主黨の議員が次第に多く進出しはじめた。例へばドイツ帝國議會の同黨代議士數は、一八七七年に十一人、一八九〇年には三十五人であつたが、第一次大戰直前一九一三年の終頃には百十人（當時の帝國議會代議士總數三百九十七人）となつてをつた（より詳細なことについては、エルスター編『國家學辭典』第四版第七卷一九二六年所載 E. Dräml, Sozialdemokratie, S. 538. 参照）。かういふ風に議會勢力が擴

ドイツ社會民主黨の租稅政策

## 一橋論叢 第三十一卷 第四號

大するにともなひ、同黨の一般政策も、抽象的な公式論よりすみ、より現實的なものとなり、また内容も、相當にくはしいものとなつてきた。その財政綱領も第一次大戰直前頃になると、かなりはつきりしてきたのである。しかし、それとともに、黨の内部に正統派と修正派といふ左右兩派の對立が顯在化し、これが財政觀にも、つよく反映してきてたのである。これを、もつとも明瞭な形で示すものが、一九一三年九月十四日より二十日まで開催されたイエナの黨大會である。

これより數ヶ月前に、ベートマン・ホルヴェク Bethmann Hollweg 内閣が、國防充實計畫の財源として「國防税」といふ臨時財産税（昭和八年發行拙著『統制經濟財政論』に、木村元一教授による同税法の全譯が收録されてゐる）を賦課する議案を國會に提出したとき、同黨の代議士が、これに賛成したが、この態度の當否がイエナ大會で問題となり、左右兩派の租税政策の對立となつたのである。はげしい論争の後ズーデクム Südekum 等を中心とする修正主義の決議が黨大會を通過した。これがイエナ大會の「租税問題に關する決議」である。この「決議」とともに、これの基礎となつてゐる「租税原理」が公けにされた。この兩者はエマヌエル・ウルム Emanuel Wurm が黨の委囑を受けて起草したものである。ウルムは九月十八日にイエナ大會で、この租税原理を解説する報告演説をした。この「解説」は、「租税原理」よりも、さらにくはしいものであつて、この主要部分は Ausgewählte Lesestücke zum Studium der politischen Oekonomie, hrsg. v. Diehl u. Mombert, Bd. XIII, Karlsruhe i. B. 1922, Grundsätze der Besteuerung. にも收載されてゐる。この「決議」にたいして、ガイアー Geyer クララ・シヤトキン Klara Zetkin ローザ・ルクセンブルグ Rosa Luxemburg 等約八十人の左派が反對修正動議を出したが、これは否決となつ

た。

これに關する概要については、かつて拙文『租税原則論の諸問題』（福田徳三博士追憶論文集『經濟學研究』昭和八年に收録）三—五頁、拙著『租税原則學説の構造と生成』（昭和十年）一九六—二〇〇頁、『改訂財政學概論』（昭和二十三年）一五三—一五六頁等で、紹介したことがある。また、この「決議」と「租税原理」と少數派の「修正動議」の三者はカルマンの書 H. M. Calmann, Die Finanzpolitik der deutschen Sozialdemokratie 1867—1914, München 1922, S. 240—251. にもびつゐる。また大内兵衛博士による邦譯及び解説がある。『大原社會問題研究所雜誌』第七卷第一號（昭和五年三月發行）所載『ドイツ社會民主黨の租税に關するテーゼ（一九一三年）』がそれである。またノイパウアの論文 T. Neubauer, Die Arbeiterklasse und die Steuerfrage, in "Die Internationale," H. 6, Berlin 1929. も、左派の立場から、この問題を取扱ふものであつて、これも邦譯が四方田敏郎編譯『マルクス主義財政、特に租税論』（昭和四年）に載せられてゐる。これ等は我々が入手しやすい文獻である。しかしこれに關する網羅的な公式的資料は、いふまでもなく、ドイツ社會民主黨の同大會議事録である。

わが國において今日までに、これにつき公にされた研究をみると、どちらかといふと、左派の立場のものが多く、右派のものは、必ずしも、ひろく紹介されてゐない。ここではヘルンスタインの小著 Eduard Bernstein, Die Steuerpolitik der Sozialdemokratie, Berlin 1914. によつて、當時の多數派の意見を研究する。ヘルンスタインの小著は、一九一四年にベルリンで出版された。その副題が示すやうに「黨の綱領と大會決議を基礎として、一般によくわかるやうに解説された」ものであつて、ドイツ社會民主黨の、ことに修正主義の人々の立場を、平易に説明す

## 一橋論叢 第三十一卷 第四號

るものであつて、ラッサアルの名著 Ferdinand Lassalle, Die indirekte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen, Zürich 1863. 等とともに、ドイツ社會主義者の租税觀を組織的に述べる重要な文獻である。

本編起草について主として参照したものは、前記の諸研究のほかに、一橋大學大陽寺順一講師の論文『ラッサアルの間接税論』(『一橋論叢』昭和二十八年二月號)、メンゲルベルグ女史の研究 Käthe Mengelberg, Die Finanzpolitik der sozialdemokratischen Partei in ihren Zusammenhängen mit dem sozialistischen Staatsgedanken, Mannheim-Berlin-Leipzig 1919. 等である。大陽寺講師の論文は、形の上では、わづかに十六頁の短篇であるが、ラッサアルの學説のほかに、これを中心として十九世紀におけるドイツ社會主義の租税財政觀を、簡潔に集約して敘述するものであつて、この種の研究が割合に少い今日、注目すべき一勞作である。

以下この稿では、ベルンスタインの敘述を中心に、社會民主黨の租税政策を紹介する。

## 二 公共經費と財源

ベルンスタインはこの書物で、まづ最初に租税問題が國家や政黨の政策において、古來、重要な役割を演じたこと、一見、他の目的をめぐる政治闘争であつてもその動因が租税にあるものが多いこと、また租税が一般的經濟及び商業政策の重要問題を包容し、廣大な政治闘争の原動力となりうることを述べ、その實例として、十七世紀イギリスでビュリタンがチャールス一世の統治にたいしておこした大反亂もその源は租税問題にあつたこと、十八世紀アメリカの獨立も嫌惡された租税にたいする反抗が動機となつたこと、また一七八九年乃至九三年のフランス大革命も、その當

初は、財政及び租税問題と密接に關係があつたことをあげ、「諸國の議會では、その政治的權力の主源泉は租税を承認または否認する權利に由來する」(三頁)といふ。

ついで、彼は今日ほとんどすべての國々では、國費が膨脹し、收入増加の必要が大となつたため、租税問題が議論の中心となつてゐると述べ、公共經費の研究より説明をはじめ。まづ社會民主黨の立場から經費をその使途によつて次のやうに三大別する。

(一) 社會民主黨が原理上反對する目的のための經費。

(二) 社會民主黨がつねに必ず反對するといふものではなく、一定の條件の下においてのみ是認する目的のための經費。

(三) 社會民主黨が肯定する目的のための經費であつて、それにつき今日のもの以上の高を要求するもの。

(一) に屬する經費としては、軍事費、皇室費、無用な外交の經費、教會組合その他類似のものゝ維持費等がある。

(二) に屬する經費としては、司法警察費、農工業獎勵費、行政施設費のある種のもの、公共祝祭費、青年スポーツ費その他がある。(三) に屬する經費としては、教育費、社會政策費のほかに、廣義の社會保健費、藝術獎勵費、交通手段及び交通助長費、博物館及び公衆會館費並びに貧困絶滅を目的とするあらゆる方策のための經費がある(四頁)。

さらに彼はつづけていふ、公共經費はその總高において増加してゐるが、その使用目的、内容についても變化がある。きはめて徐々にはあるが、(三)の目的の經費が増大の傾向をしめしてゐる。しかしドイツ帝國議會、分支部議會及び壓倒的多數の地方議會では、ブルジョア政黨が多數を占めてゐるので、(一)の目的の經費は削減し得ないの

みならず、むしろ増大の傾向にある。ことに一八七五年以來の帝國の財政においてこれは著しい。最近では國防費の増加が甚しいのである。

帝國におけるかかる経費の増大は、分支部や地方團體の経費の増大をも促進し、収入増加の要望がつよい。もつとも國民所得や國民消費にも増加があり、租税について相當の自然増収があつたが、これでも不足するため、つぎの諸方策のいづれかがとられてゐる。現存の租税を改革乃至は増徴すること、新税をおこすこと、官公業、專賣の創設乃至はかかる事業へ政府が参加すること。

現在、黨の代表者も収入の増加に關して提案をなすべき必要にせまられることが多いのである。かかる場合に常におこる問題は、社會民主黨はその租税政策について、いかなる原理と規準をもつべきかといふことである（四―七頁）。かく主張して、この書物では租税問題について説明が集中されてゐる。

### 三 エルフルト綱領とその後の社會變化

ベルンスタインは、まづ第一に、ドイツ社會民主黨の現在の租税綱領となつてゐるものは一八九一年のエルフルト綱領第十條であるといふ。同條はつぎの通りである。

「公共経費は、それが租税によつて調達さるべきかぎりには、すべてその支辨のためには、累進する所得税及び財産税。自己申告義務。相續財産の金高及び親等の程度によつて累進する相續税。少數特權者の利益のために一般の利益を犠牲とするすべての間接税、關税その他の經濟政策上の諸方策の撤廢」

これについて、彼はいふ、

この租税原則は黨が權力を得た場合の政策に關して規定するものである。一八九一年當時は立法及び行政組織における黨の勢力は微々たるものであつたので、これを實行にうつすことは不可能であつた。しかし現在では事情に變化があり、黨の勢力は擴大され、現實の租税問題についての決定力も相當つよくなつてゐる。しかしながら、現在では、他方においてエルフルト綱領が全然觸れてゐないもの、單に間接に觸れてゐるに過ぎない問題も多いのである。隨つて社會民主黨が租税について何かの態度を明かにすべき場合に、エルフルト綱領には規定されてゐないものも多いのである。試みに直接税と間接税の問題をとつてみても、そのいづれとも決定し得ない混合形態、または中間形態ともいふべき租税があるのである。一八五九年にプロシヤでかけられた地租がこの例である。ラッサアルは一八六三年『間接税と勞働階級の狀態』の中で、これを間接税の一種と解してゐるが、マルクスは同年七月十二日附エンゲルス宛の書簡の中で、この解釋に反對してゐる。かういふ風に意見の一致をみないといふことは、直接税、間接税の概念の解釋について、争がある證據である。今日では、これよりもさらに複雑な税種があらはれてゐる。例へば、價値増加税、土地家屋移轉税、各種の印紙税、特定の遊興施設にたいする賦課物等がこれであつて、これ等についても、兩税中のいづれに屬するか論争が多い(七一―九頁)。

ベルンスタインはかく主張して、ここで直接税と間接税を區別する標準について検討をしてゐる。この分類については、學界や政治界で種々の見解が行はれ、私も本誌昭和二十八年一月號に掲載した拙文『直接税と間接税に關する諸學說』の中で、古來の學說について紹介、批判したことがある。そのなかで、社會主義者の見解についても少しく

論及した。しかしこの舊稿では比較的簡単に取扱はれ、また不正確なところもあつたので、ここでは、しばらくベルンスタインをはなれ、この概念に關する社會主義學說について、ややくはしく論じようと思ふ。

#### 四 ラッサアルの直接税及び間接税の概念

まづ第一にあぐべきものはラッサアルの説である。彼の説は一八六二年の『労働者綱領』Das Arbeiterprogramm (小泉信三博士の邦譯あり)で述べられ、ついで一八六三年『間接税と労働階級の狀態』のなかでこれをさらに敷衍して取扱つてゐる。この兩者でラッサアルは間接税の概念のほかに、これに關聯する種々の他の問題についても論及してゐるが(詳細は前掲の大陽寺講師論文参照)、ここでは、そのうち概念に關する所説のみについて吟味する。

ラッサアルの直接税と間接税に關する定義ともみるべきものは、『労働者綱領』中のつぎの部分である。

「直接税は階層別所得税または階級税のやうに、所得から徴收され、從つて所得及び資本所有の大きさによつて定まる租税である。然るに、間接税は、何かの欲求、例へば、鹽、穀物、麥酒、肉、燃料に課せられ、或は、例へば、權利の保護にたいする欲求、裁判費用、證券印紙等に課せられ、個人は、つねにしばしば、現に租税を納めてゐること、彼にとつて物の價格を騰貴せしめる租税であることを知ることとも氣づくこともなしに、物の價格にふくめて支拂ふところの租税である」(ベルンスタイン編 Lassalle, Gesammelte Reden und Schriften, 2. Bd., Berlin 1919. に收録の同書一八〇—一八一頁)。

またラッサアルは『間接税と労働階級の狀態』の中でも、この句を引用し(三〇二頁—引用頁はすべて前提ベルンスタ

イン編ラッサアル全集第二巻收録の同書のそれである、『労働者綱領』中の所説を紹介した後、間接税について、つぎのやうに述べてゐる。間接税に屬する租税としては、「單に外形的徴收方式のみを準據とする豫算」で、間接税として取扱つてゐるもののほかに、「個々人にたいして、その所有にもとづかないで、何かの特別な欲求の媒介によつて、かかるすべての租税」をもふくませてゐる。この例として、當時の營業税と地租をあげてゐる（三〇五頁）。地租は穀價をたかめ消費者に轉嫁される。また家屋の場合は貸家賃をたかめる、「即ち消費者によつて支拂はれるから、一つの間接税である」（三九四頁）。「直接に徴收される租税であつても、それが地租の如く轉嫁される場合には……すべてこれ（間接税）に屬する」（四二二頁）。

さらにラッサアルはシンクレアの名著 John Sinclair, History of the public revenue of the British Empire, 1785. にあげられてゐる十二世紀のリチャード一世 Richard I (Richard Cœur de Lion) 時代の試合許可金 (licence) を引用し、これは形式は間接税ではあるが、實質は所得税であるといふ。この試合許可金といふのは、試合に参加するものが支拂ふべき免許金であつて、その額は身分によつて異なり、アールは銀二十マルク、バロンは十マルク、土地を所有するナイトは四マルク、土地を所有しないナイトは二マルクである。またナイトよりも低い身分のものは参加し得ないこととなつてゐた。ラッサアルはいふ「この免許料は形式 (Form) では免許料であり、間接税ではあるが、精神 (Gees) においてはこれと天地霄壤の相違があるものであつて、我々が今日間接税の下に理解するものは、まさしく逆のものである。それは間接税の形式における直接的所得税であつた。それは消費及び欲求にかかるかはりに、上流階級の身分にふさはしき娛樂にかけられた累進的身分及び財産税であつた」（四三三頁）と。

## 一橋論叢 第三十一卷 第四號

これがラッサアルの學說の概要である。この説は、轉嫁の有無といふ「外形的徴收形式」を標準とするものではなく、事實上の擔稅者が有產者であるか消費大衆であるかを標準とするのである。「科學的にいへば、また事實において、直接税とは所有乃至は所得に課せられる租税であり、これに反して間接税は、單に特別の欲求の媒介によつて個人にかかる租税である」(四二二頁)といふ。

この説は後にシェッフレ等によつて大成された學說に近いのである(『一橋論叢』二十八年一月號所載の前掲拙文一五一九頁参照)。しかしシェッフレ等の場合には、所得及び財産、即ち納稅力乃至經濟力を直接あらはすものにかかる租税が直接税であり、消費行爲等、納稅力乃至經濟力の存在を間接に推測せしめるものにかかるのが間接税であると稱せられ、「直接」「間接」といふ語を徴收方法以外の意義で活用してゐるのに反して、ラッサアルの場合には、この點を明瞭にしてゐない。

なほ注意すべきはラッサアルはホフマン Hoffmann が、一八二九年の Allgemeine Preussische Staatszeitung, Beilage zu Nr. 304. にかかげた論文の中で、存在するもの *was ist* 即ち、所有にかけられるものが直接税、生成するもの *was geschieht* 即ち、行爲にかかるものが間接税であると述べたことを紹介し、自説はこれと同一であり、「より明確に、より概念的に定義したに過ぎない」と述べてゐる(四二一—四二三頁)。

しかし今日の眼からみると、ホフマンの説は、はたしてラッサアルの説と一致するかどうかは疑はしい(前掲拙文一〇—一二頁参照)。相續税の如きは、ラッサアル説をとれば、直接税と解すべきであるが、ホフマン流の考へをとれば間接税と解すべきであるからである。またベルンスタインも、ラッサアル全集第二卷四二九頁の脚註の中で、ホフ

マンは地租を直接税と解した事實を指摘してゐる。

またラッサアルは、個々人にたいして、その特別の欲求を媒介としてかけられるものであれば、豫算で直接税といはれてゐようと、專賣または公共事業部門よりの収入といはれてゐようと、その他いかなる名稱で取扱はれてゐるとを問はず、それはすべて間接税に屬するものであつて、「これについては我々ドイツ人の如く定義のことで苦勞をしない國民の間でも、學問上、毫も疑問がない」(四二三頁)と述べてゐる。しかし上述の拙文で明かにしたやうに、兩税の區分については、きはめて多くの異説が分立するのであつて、ラッサアルのやうに簡單に解することはできないのである。

また、これはベルンスタインが指摘してゐることであるが、地租は消費者に轉嫁されるといふラッサアルの命題は、國內の穀物市場が自然的及び人爲的制限の下にたつものと解するリカルドの地代理論を前提とするものであり、一八六〇年代のプロイセンの如く、穀物の自由取引が行はれ自由に輸入が行はれる國では、地租を消費者に轉嫁することは困難であることも注意すべきである(前掲ラッサアル全集第二卷四二九—四三〇頁脚註及びベルンスタイン著『社會民主黨の租稅政策』八頁)。

## 五 社會主義者の直接税と間接税の概念

ベルンスタインの『社會民主黨の租稅政策』にもどる。彼も直接税と間接税の區別の標準について本書で論及してゐる。彼は、まづ最も著名な解釋として、つぎのものをあげてゐる。

ドイツ社會民主黨の租稅政策

「直接税とは、それが徴收される者にたいして、その所得または財産において、かかるすべての租税であり、間接税とは、それを帝國、分支邦、または地方團體に支拂はねばならぬ者から、價格引上、支拂控除または他の計算形式の形態で、他人に轉嫁されることを常とする租税である」。

彼も、一應この立場をとつてゐる。しかし彼はいふ、「ある租税の經濟的性質のために決定的となるものは、その創始者の意圖 *Absicht* ではなくて、その作用 *Wirkung* の事實である。そしてこの場合に關聯することは、一般的作用、即ち經濟及び政治的權力分配の與へられた狀態によつて、普通一般に生ずる作用であつて、個々の場合に特殊な事情によつてひきおこされる例外的作用ではない」(九一—一〇頁)。さらに本書の結論のところでつぎの如くいふ。

「間接税が、財産または所得乃至財産増加にたいする事實上の直接税に關する單なる徴收形式に過ぎない場合においてのみ、社會民主黨もまたこれに賛成するであらう。社會民主黨にとつて決定的特性となるものは、租税の形式ではなくて、その作用である」(四六頁)と。

これ等の事實から判斷すると、ベルンスタインもまた兩税について形式及び實質(作用)の兩方面の區分を認め、租税の批判につき實質上の區分を重要視すること、ラッサアル等と同一である。例へばベルンスタインは人頭税は直接税であるが、間接税の一種たる酒類販賣營業税よりも不公平であるといふ(一一〇頁)。

ヴルムもこの兩税の概念について「租税原理」の中で、これと同じ立場をとつてゐる(一五頁)。要するに、この解釋はベルンスタインに限らず、ドイツ社會民主黨の人々の代表的見解である。

ベルンスタインも、ラッサアルと同様に、ホフマンの學說を援用し、所有及び所得は存在するものであり、これに

かかる租税は「直接的に作用し」、生産、流通、販賣、消費は、生成しつつある經濟生活であり、これに關する租税は、生成の狀態において、所有、所得乃至利潤にかかるものであつて、一般に買手等に轉嫁され「間接的に作用する」といひ、麥芽税、領收書税その他の印紙税、消費物件にたいする生産者課税、輸入税等をその轉嫁作用によつて間接税となるといふ（一一頁）。

これに關聯して、ベルンスタインは、輸入税には輸入品の國內價格を高めるほかに、同種の國產品の價格を高め「眼にみえない租税」unsichtbare Steuer としての作用があること、後者は普通の租税のやうに國庫收入とはならないので表面にはあらはれないが、消費者が農業者その他の生産者にたいして支拂ふものであつて、潛税であることを指摘してゐる。

以上のやうに説明して、ベルンスタインは、輸入税その他間接税には物價を高める作用があり、國民經濟的にみて費用を高め、また經濟上の弱者の負擔となるものであるから、社會民主黨としては、原則としては、間接税に反對するといふ（一一―一二頁）。

要するに、直接税と間接税の分類を研究することは必要なことであり、これによつて、租税の公正性と國民經濟的作用の研究に向つて一歩前進することは事實である。しかしこれのみで未だ十分につくしてゐない。租税批判の規準について資本主義經濟學者や社會主義者の多くの研究がある所以である。ベルンスタインはこれに關する社會主義者の比較的新しい研究として、まづつぎの諸書をあげてゐる。Karl Renner, Das arbeitende Volk und die Steuern, Wien 1909; Hugo Lindemann, Steuern und Gebühren, Berlin 1906; Sidney Webb, What about rates

(Fabian Tract) しかし最重要なものはエマヌエル・ヴルムが一九一三年にイエナ大會で報告した「租税原理」である(254(13頁))。

ベルンスタインは、かういふ立場から、本書で、ヴルムの「租税原理」中の重要な部分を引用し、これに解説を加へつつ、黨の租税政策を明かにしてゐる。これは黨の租税政策、反對政府の租税及び豫算承認問題、さらにすすんでは、黨の政策全般の基本的性格にも關聯するものである。以下これ等について検討しようと思ふ。しかしこのうち租税政策は、その内容は資本主義財政學者の社會政策的租税論と大差がないので、ここではこの部分については簡単に結論のみをかかけ、反對政府の租税乃至豫算承認問題について、比較的に詳しく紹介しようと思ふ。ここに同黨左右兩派の對立、分裂の萌芽があるからである。

## 六 租税政策の大綱

ベルンスタインは社會民主黨の租税問題に關する同黨の立場について、本書十三頁より二十七頁まで約十五頁にわたり、くはしく解説を加へてゐるが、その論旨の概要は、つぎの通りである。

資本主義社會では、租税負擔の配分は、政治的權力問題である。このことはヴルムも強調するところであるが、しかしヴルムは、社會民主黨の租税政策は、その根柢にまづ第一に經濟的給付能力原則がおかるべきであり、「もつばら餘剩價值(地代、貸附利子、企業家利潤)のみを課徴すべきである」と主張してゐる。餘剩價值とは、所有または特權的經濟的地位に由來する所得であつて、その全部または大部分が不勞取得によるもの、即ち地代、利子のすべてと

利潤の一部分がこれである。これに對する課税方法はつぎの如きものである。これは必ずしも社會民主黨独自の主張ではなく、むしろイギリスのブルジョア・ラディカル租税改良論者や他國の同傾向の人々によつても、すでに提唱されたものに等しい。

所得と財産への累進課税、小財産の免税、賃銀、文化的最小生活費の免税、中及び小所得者にして扶養家族あるものに対する税負擔の軽減、所得の源泉別に應ずる差別課税（所有及び特權に由來する所得には、勤勞活動に由來する所得に比して重課する）、消費財の負擔となる間接税に反對する。しかし間接税の形式をとるものであつても、所得及び財産への直接税に關して補充的作用があるものは是認する。逆に財産または財産移轉にかかる租税であつても、事實上消費財に轉嫁され、その價格引上となるものには反對する。

社會民主黨にたいする反對論者の中には、イギリスの消費大衆の方がドイツのそれに比して重課されてゐるといひ、計數によつて證明するものがあるが、この見解は、つぎの二つの意味において誤りである。(1)この議論では、國庫收入をもたらし租税のことのみを考へ、「眼にみえない租税」のことを考へてゐない。例へば、ドイツでは穀物にして輸入税のかかる種類のものの年消費高は合計三千萬トンであるが、このうち、六、七百萬トンが輸入される。隨つて消費者は輸入税を國庫に支拂ふほかに、その四倍の高に等しい「眼にみえない租税」をも事實上負擔してゐる。(2)イギリスの消費税の客體は、享樂的消費物資を主とするのに反して、ドイツでは、このほかに生活必需品がある。

黨の租税政策の第二の原則は、租税の經濟性助長である。租税は國民經濟の發展を阻害するものであつてはならぬ。經濟性とは最小の費用で最大の經濟效果を獲得することを意味する。國民經濟の費用を高めるやうな租税は非經濟的

なものとして反對する。消費税、流通税に反對する理由の一はここにある。不公平な租税は多くの場合に經濟の原則に背反するものである。流動資本にたいする取引税は印紙税の形をとつて徴收されるが、商業、流通を妨げ、勞働市場を攪亂し、經濟的弱者、困窮者に轉嫁される限りにおいては、これに反對する。この意味で、例へば、賣買契約書、貸附證書、領收書、手形、小切手、貨物引換書、乗客切符にたいする印紙税等は、拒否すべきである。これに反して、投機利潤、發起者利潤への課税は是認すべきである。

租税の種類ほかに、その金高も經濟性の見地から問題となる。形式、本質ともに非難し得ない租税であつても、限度を超えて課せられるときは國民經濟に有害となる。今日の資本主義社會では、資本の蓄積が必要であるから、重税にも限度がある。課税によつて資本主義を亡ぼさんとする主張は小ブルジョア的である。社會問題は租税によつては解決されぬ。しかし租税が國家をして各種の社會政策施設をつくらしめるための手段となり、財産及び經濟の社會化のための一動力となりうるやうな場合には、これは是認されるべきである。

これに關聯して問題となるのは、公企業の剩餘金と公共給付の手數料である。エルフルト綱領では、その第七、八、九條において、公共給付は廣範圍にわたつて無償とすべきことを要求してゐる。いな一般にこれを無償とすることが社會主義の窮極の要請である。しかし現在の經濟社會では、國家はその従業員にたいして賃銀を支拂はねばならぬから、その給付の大部分のものについて報償を要求する必要がある。そこで官業剩餘金や手數料について、本來いかなる程度でこれを是認すべきかが問題となる。國家、地方團體による獨占よりの収入は、通常利潤、平均利潤率を超える部分は、價格を高める作用があるから間接税に準ずるものと解すべきである。しかしこの場合には、間接税と異な

り、第三者が介入することなく、直接に消費者より國家に支拂はれるものであるから、普通の間接税と同一視するところが適當かどうかは問題であり、また仲介者がなく超過高の全部が國庫收入となるので、間接税に比して弊害はより少いのである。公共給付及び公經營がつくる財の報償については、つぎの原則がたてられる。國家や地方團體が公共利益のために法令でその利用を強制する貨物や給付の場合、例へば、小學教育、傳染病豫防施設等の場合には、すべての人々、または富裕でないものに對しては、ある最低限度までは無償とする。つぎに大衆が使用するのが望ましいと考へられるもの、例へば水道等については、なるべく無償とする。無償とし得ないときは、課徴金は少くとも原價を超えないやうにすべきである。鐵道、市街鐵道等の輸送機關の場合には、時と場合によつて異なる取扱をする。要するに、この問題の決定につき最高の規準となるものは、必需物は無償とするといふことである。

中央地方間の税源の配分については、一八九一年プロイセン藏相ミッケル Miquel がつぎの如く整理した。公企業収入はしばらくおき、帝國の税源となるべきものは關稅と他の消費税と流通税であり、分支部のためのものは所得及び財産等への直接税であり、地方團體のためのものは所得税附加税、物税（地租、家屋税）及び若干の地方的雜税であるべきである。ところが、その後、帝國による國防充實その他の事由により、この方針がやぶられ、税源配分について甚しい混亂が生じてきた。社會民主黨では、かかる租税アナーキーに反對し、一九一三年イエナ大會で、エルフルト綱領第十條に關聯して、つぎのやうに議決した。分支部には帝國直接税の附加税を認める。地方團體の國民保健、學校、救貧、道路建設の費用については、分支部よりの補給金による。また分支部の所得税、財産税がない場合には、地方團體にたいして地方税として、この種の租税をおこすことを認める。土地不勞増價への課税をする。また地方團

體間における富裕程度の差異によつて、所得税にたいする地方附加税率が不平等となつてゐるが、この間の均衡をはかるために、團體の合併、分支邦による補給金政策をとるべきである。

以上が、社會民主黨の租税問題に關する政策の概要である。それは資本主義社會政策論者の政策と大差がないので、これについては、これ以上の解説を必要としないであらう。

## 七 反對政府の豫算承認問題

社會民主黨の財政綱領中、もつとも興味のかいのは、反對政府の租税（乃至豫算）承認の問題である。社會民主黨は、いついかなる條件の下において、租税を、前記の原則に合致するかぎり、承認すべきかといふ問題である。これはいかなる場合に豫算を承認し、またいかなる場合にこれを拒否すべきかといふ問題とも關聯し、同黨の政策全般にもつらなるものである。豫算については、すでに一九〇一年にリュールベックの黨大會において、社會民主黨の代表者は個々の分支邦の立法機關では、普通の場合には、豫算はすべて拒否すべきであるといふ決議があつた。ところが一九〇七年にヴェルテムベルグの國會で、ついで一九〇八年にバーデン及びバイエルンの國會で、黨の代表者が豫算を承認した事實がおこつた。そのために黨の機關誌でこれが論議的となり、一九〇八年九月ニールンベルグ大會でつぎの決議が二五八票對一一九票で可決された。

「黨大會はリュールベック及びドレスデン大會におけるつぎの決議を、いま一度確認する。即ち國家が所有階級の手にあるかぎり、それは階級支配の機關を表現するものであり、また無産大衆を抑壓するための手段を構成す

ること、プロレタリア的階級闘争の政治的使命は反對者の克服による國家權力の支配であること、随つて、現存の國家及び社會秩序を歡迎するあらゆる政策は拒否されなければならぬといふこと、これである。

この基本的見解の必然的結果として、また豫算に關する總括的票決が政府にたいする信任投票と解釋される事實にかんがみ、國家豫算はその總括的票決の場合には、すべての反對政府にたいして、つねに拒否されなければならぬ。ただし我々の仲間によるこの拒否の結果、労働者階級にとつて、より不利な豫算が可決される虞がある場合は、この限りではない。

随つて、ヴェルテムベルグ、バーデン及びバイエルンの分支邦議會における豫算の協賛は、リューベック及びドレスデンの決議に背反するものである。

豫算を原則として拒絶することは、現存の國家權力にたいする和解しがたき反抗を必要とする無産人民大衆の階級状態に完全に適應するのである。

これについて労働階級にたいして、つねにくりかへして力づよく啓蒙することは、我々のアジ的活動の不可欠の任務である」。

これについてベルンスタインはつぎのやうに述べてゐる。

このニュールンベルグ大會の決議の前提となつてゐる考へは、豫算を總括的に承認するのは、これを提出した政府を信任することとなるといふのである。ところが所謂ブルジョア黨の人々の間、並びに社會民主黨員の間でも、この決議に反對した人々の間では、この前提そのものが誤りであると考へられてゐる。その根據は、つぎの點にあつた。

ドイツ社會民主黨の租稅政策

議會主義が發達してゐる諸國、即ち人民代表の多數を背後にもたぬ政府は存立し得ない國々では、豫算の總括的票決といふことは、必ずしも信任問題として取扱はれない。この場合には他の形式をとる。例へば、イギリスでは政府にたいする總括的不信任の場合には、首相の俸給を、また個々の大臣の信任が問題となつたときは、その大臣の俸給を、それぞれ削減する動議を出すこととなつてゐる。この場合に削減される金高の大小は問題とはならぬ。かかる動議が國會を通過すると、内閣または當該大臣は辭職することとなる。フランスでは、内閣の政策を討議することを日程にのぼす動議を提出する。そして動議の文言の内容や政府代表のこれに關する見解如何が問題となるものであつて、それにもとづいて、この動議の成否が政府の存否を決定することとなる。ニールンベルグ大會の決議のやうに、豫算をつねに信任問題にからませるときは、黨の國會代表者が豫算を修正することもできなくなる。またかかる拒否政策といふものは、國家にたいしてつねに傍觀者として對立する黨派のものの場合には或は妥當であるかも知れない。ところが社會民主黨は、國家を内部からの根本的改革によつて改造しようとするものであるから、かかる政策は適當ではない（二九—三〇頁）と。

これにたいして、この決議の支持者はいふ、社會民主黨は元來今日の國家及び社會秩序にたいする非妥協的反對者である。これは豫算の拒否によつてのみ、はじめて有効に表現しようと（三〇頁）。

この左右兩派の對立は社會民主黨の性格をいかに解するかといふ基本問題にもつらなるものである。後におこつた社會民主黨の分裂の萌芽はここにあらはれてゐる。

## 八 反對政府の租税承認問題

この問題について一九一三年九月のイエナ大會ではどうなつたか。ここでは一應ニュールンベルグ大會の決議がとりいれられてゐる。ところがさらに租税についても、豫算の場合と類似の但し書が新たに附加されることとなつた。イエナ大會決議のつぎの第二部がそれである。

「黨大會はさらにつぎの如く宣言する。

帝國、分支部及び地方團體における租税の承認のために規準となるものは、ただに租税の種類のみではなく、さらにその使途がある。

一九〇八年ニュールンベルグの決議にもとづいて、あらゆる反對政府にたいして、國家豫算は、その總括票決の場合に、拒否されなければならぬ。ただし、我々の仲間によるこの拒絶の結果、労働者階級にとつて、より不利な豫算が可決される虞のある場合は、この限りではない。

同じやうに、直接税でも、たとひ、それが餘剩價値のみにかかる場合であつても、その使途が労働者階級の利益に反するものであるならば、我々の仲間によつてすべて拒否されなければならぬ。ただし、我々の仲間によつて拒否しても、それによつて反對した提案の可決を防止し得ず、そして労働者階級にとつて、より不利な課税を招來する虞のある場合は、この限りではない」。

この決議については、同大會で修正動議がでた。それは、最後の部分の「ただし云々」を除去せよといふのであ

ドイツ社會民主黨の租税政策

つた。その論據はつぎの通りであつた。すでにニールンベルグ大會決議に、これに類似の但し書があるが、これ自體すでに豫算承認について、ある場合に黨の意見分裂の危険を藏してゐるのに、さらに今ここに租税につき新しい但し書が加はると、分裂の危険を擴大し黨の基本的立場を弱化する。この決議は議會主義的立場である。まづ第一にブルジョア黨にたいする反對の要素を強調し、政治的革命といふ窮極目的を達成するためには、むしろ對立を尖鋭化すべきであるといふのである。

但し書を支持する多數派の意見はつぎの通りであつた。

勞働者階級にとつて不利な國費が、その財源たる租税の内容如何にかかはらず必ず國會で可決されるといふ場合には、同黨の代表者は、所有階級にかかる直接税に賛成し、それが間接税の形で人民大衆の負擔となることを防止すべきであるといふにある。

これについては、大會ではげしい論争があり、結局修正動議は否決され、原案が賛成三三六票、反對一四〇票で可決された。

## 九 國防税論争

一九一三年イエナ大會における決議及びこれをめぐる論争は、ベートマン・ホルヴェク内閣の國防充實計畫と關係がある。イエナ大會の数ヶ月前に、政府は常備兵十四萬人の擴張計畫をたて、その財源として所得と財産を客體とする國防税 (Wehrbeitrag) と財産増加高を客體とする所有税 (Besitzsteuer) をかける案を議會に提出した。このと

き、社會民主黨選出代議士の間に、この賛否について意見の對立があつた。この對立がイエナの黨大會に反映したのである。問題の核心は、軍備費といふ反勞働階級的經費の財源として有産者課税を認むべきかどうかといふにあつた。その時、多數の黨代議士は軍備擴張計畫そのものについて反對投票をしたが、その財源については賛成投票をしたのである。

ベルンスタインの説明によると、これについては、つぎの経緯があつたといはれてゐる。ドイツ政府が軍備擴張を計畫したとき、當時ドイツの第一の假裝敵國たるフランス政府でも、これに刺戟されて軍備擴張をくはだてたので、兩國の社會民主黨の議會代議士は一九一三年三月一日に全員署名の共同宣言を公けにした。この宣言で、彼等は、國防充實、ショーヴィニズムに抗議をするとともに、常備軍を改組して、防衛のみを行ふ人民軍とするための闘争を行ふべき旨を主張したのである。ところがその財源について、宣言中につきの通り述べられてゐた。

「しかしながら、その（社會民主黨の）斷乎たる反抗にもかかはらず、人民にたいして軍事のための新經費が課せられるであらう場合には、兩國の社會民主黨は、その財政的負擔が富裕なものの肩に轉嫁されるやうに、全精力をもつて闘争するであらう」と。

この宣言にもとづいて、ドイツ社會民主黨の代議士は、この國防計畫の財源たる直接税に賛成したのである（三二頁）。

もつとも注意すべきは、國防税について同黨代議士の少數のものは、反對してゐたことである。その論據とするところは、この租税は、ブルジョア黨が可決することは確實であり、また間接税といふ形をとつて民衆の負擔となる危

險がなかつたのであるから、黨としては、その使途（軍備擴張）にたいする反對の立場を固守し、この財源にも反對すべきであつたといふのであつた。

これにたいして、多數派の意見はつぎの通りであつた。この租税法は黨自體が要求し、またその仲間のものが委員會で協力したものである。これを採決のときに突如として反對しては筋が通らない。かかる態度をとれば、將來、租税審議のときに黨のものは除外され、ひいてはブルジョア黨が間接税を増徴することを容易ならしめる結果となつていふのであつた。

イエナ大會では議會派の人々がとつた態度について、はげしい討論の後、多數派の意見が承認され、前記の決議となつたのである（三三頁）。

注意すべきは、メンゲルベルグ女史も前掲書（八七頁）で指摘してゐる如く、この決議の趣旨は、租税については、いかなる場合でも、つねに使途より抽象分離し、租税の種類のみによつて、その可否を決定せよといふのではない。租税はつねにその使途と關聯して問題とさるべきものであるからである。故に例へば軍事計畫と財産税とが單一の法案の形をとり、單一の投票によつて可否が決定さるべき場合には、當然これは否決されなければならない。財源を否認することによつて、その目的、使途が拒否されるからである。

イエナ大會では、租税問題について使途の當否が原則として決定的なものであるといふ點については異論はなかつた。論點は、これを無條件のいかなる場合でも固守するか、或はある特定の前提乃至條件の下において例外を認めるかにあつたのである。この關係を明確にすることが必要である。

イエナ大會における租税に關する決議が、豫算否認に關するニュールンベルグ大會の決議と完全に兩立し、相抵觸しないかどうかについては問題がある。これについてベルンスタインはつぎのやうに述べてゐる。

由來政黨の政策といふものは、社會政治經濟情勢の變化とともに變化すべきものである。社會民主黨についても同じことがいへる。イエナ大會の頃では同黨の勢力はかなりつよく政府の立法、行政機關のなかに侵入し、租税法規の決定について相當な勢力をもつてゐたのである。例へば一九一三年末ドイツ帝國議會の代議士の定員三百九十七人のうち百十人が社會民主黨に屬してゐたのである。選舉無効問題で失格者一人があるので、結局二百八十六人がブルジョア諸政黨に所屬してゐた。随つてブルジョア政黨のみについていへば百四十四人が絶對過半数となる。ブルジョア政黨のうち、消費税、流通税、保護關稅、中間階級政策、其他この種の反動政策をとる黨派勢力は百五十一人であつて、その内譯はつぎの通りである。中央黨八十八人、ドイツ保守黨四十四人、帝國黨十一人、經濟聯盟八人、合計百五十一人。このほかに右翼の國民自由黨その他がある。故にかかる政治情勢の下では、社會民主黨が税法の審議に棄權して参加しないときは、結局において租税の決定を、すべて反動政黨群の手に委ねることとなる。これでは人民大衆の生活に關係のふかい租税問題について、同黨が毫も活動しないことと同じ結果となり、選舉民たる勞働者階級の意思にそむくこととなる。税制問題についても努力することが同黨の政治上の義務である。イエナ大會の決議は、以上のやうな見地から、二つの禍のうち、より少い方をえらんだのである（三四—三六頁）。

カルマンはいふ「租税問題を原理の問題ではなく戰術のそれとして、租税理論の問題としてではなく、租税政策のものとしてまさに解釋することが、黨大會で壓倒的多數によつて承認されたヴルムの決議並びに彼の報告の前提とな

つたこの原理の特性をあらはすものである」(カルマン前掲書二一四頁)。

この論争は社會民主黨分裂の萌芽を示してゐる。多數黨の立場は、現存國家を社會主義國家の必然的前階段として承認し、議會その他の方法でこれを内部より改造する漸進主義、修正主義の立場をとるものである。少數黨は、あくまでラディカルな唯理論、革命主義を固守し、ブルジョア國家をあくまでも外部より打倒しようとするものであつた。一九一四年第一次大戰が勃發すると、同黨の幹部、代議士の多數派の人々は、同年八月四日に戰時豫算承認の立場を公けにし、同年十二月これに反對したカール・リープクネヒト Karl Liebknecht、リューレ Rühle 等を除名した。これより兩派の對立は激化し、一九一六年リープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグ等によるスパルタクス團の組織、ついで一九一七年「ドイツ獨立社會民主黨」の成立となり、多數派と對立した。その後もまた離合集散があつた。これ等の事情についての解説は他日にゆづる。

## 十 租税問題への無關心

社會主義者、ことにマルクス主義者が概して租税問題について冷淡であつたことは、マルクス、エンゲルス時代からのことであつた。これについては、拙著『財政學原理』、『財政學概論』その他でも、しばしば説明した通りである。その根據とするところは、要するに、租税は有産者には關係はふかいが労働者には關係は少いものである。いかなる種類の租税であつても、結局は労働者が負擔するものである。また租税は資本主義の存続を前提とするものであつて、租税の形態に關する鬭争によつて資本主義的社會秩序に變革を加へ得ないといふのである。イエナ大會における少數

派は、これに近い見地から、ヴルムが起草した「決議」に反対し、つぎの動議を提出したが、否決された。

「今日の階級國家におけるすべての公的租税は、形式上所有にかけられるか労働収益にかけられるか、また所謂直接税として徴收されるか、間接税として徴收されるかを問はず、結局のところ、労働階級によつて支辨されるものである。何とならば、今日の社會では、すべての社會的富をつくるものは彼等であるからである。

租税制度が今日いかに形成されてをとも、所有税が國家家計費の大部分をまかなふやうな、労働者階級にとつて極めて有利な場合であつても、收奪と階級支配の上にたつ資本主義的生産の基礎を毫もかへるものではない」と。この見解に反対してベルンスタインは本書でつぎのやうに述べてゐる。

この見解は現實の租税問題を検討する場合に考慮すべき多くの諸事實を無視するものである。労働者が社會の富をつくるといふ事實は正しいのであるが、さうかといつて、ある時代、ある國家にある富のすべてが、その時處の労働者によつてつくられたとはいへぬからである。この中には過去の時代において、或は外國の労働者によつて生産されたものもある。現在の所有階級の富の一部を構成する株式や債權等は、みな自國の現在の労働者の成果とはいへぬ。随つて、例へば、現在ドイツ國家がドイツ資本家にたいして、外國投資から得る利子等の收入を免税とする政策をとつても、これによつて、この所得をつくつた外國の労働者の生活状態はすこしも樂にはならぬ。またこれに課税をしても、ドイツ國內の労働者にとつては、直接間接毫もその負擔を増すものではない。それどころか、ドイツの國家經費の總高がかはらぬことを前提とするとき、この租税なかりせば、ドイツの労働力に課せらるべき租税負擔が、この租税賦課によつてそれだけ輕くなるわけである。これと同じことは、ドイツ國內における過去の労働成果にたいする

租税についても妥當するのである。

全世界の賃銀労働者、半奴隸等は、概念的には一つの統一體として考へられる。しかし事實としては、彼等は異なる國家で、異なる法律、生活及び労働條件の下で生存してゐるのである。すべての租税について無差別的收奪性を主張する前述の議論は、この相違を無視してゐる。ドイツ労働者にとつては、租税が所有者に直接かかるものであるか、或はまた消費税の形をとるかといふことは、全く同じ事柄ではないのである。

要するに、發展した資本主義社會における國民經濟組織は複雑きはまるものである。ある時處の財産や所得をすべてその時代におけるその國の労働といふ唯一の源泉に歸屬せしめ得るやうなものではないのである。

この問題はさらに別の視角からも論ずることができる。すべての富は、その時處の労働力に歸屬するものと假定して分析をすすめても、これより、直ちに租税制度の労働者階級にたいする無差別性、租税制度の内容如何は彼等にとつてみな等しい意味しかもたないといふ結論は導き出し得ない。かかる解釋は、きはめて粗野な形の賃銀鐵則、即ち資本主義社會では、労働者の賃銀はつねに労働者の生理的最低生活費に歸するといふ思想が現實社會で行はれた時代、乃至はかかる粗野な學說をとる人々の間においてのみ妥當するものである。賃銀鐵則を強調するラッサアルすら、『間接税と労働階級の狀態』の中で、かかる見解が誤謬であるといつて、するどく排撃してゐる（三七—四〇頁）。

ペルンスタインは、この點についてラッサアルの説を奉じ、本書でラッサアルの見解を簡単に紹介してゐる。ここではラッサアルの原著によつて、これをくはしく説明しようと思ふ。これについても前掲太陽寺講師の論文に、きはめて忠實な紹介がある。ここではこの研究を参照しつつ、ややくはしく紹介しようと思ふ。

## 十一 ラッサアルの賃銀鐵則と租稅論

この問題を明かにする前提として、まづラッサアルの『公開答狀』Offenes Antwort-Schreiben, Zürich 1863. (猪子正道教授の邦譯がある) によつて、賃銀決定法則に關する彼の學說をうかがふ。その概要はつぎの通りである。「平均賃銀は生存の維持と子孫の繁殖のために國民において慣習的に必要とされる不可缺の生活費につねに歸著するものである」(ベルンスタイン編ラッサアル全集第三卷五八頁)。労働者の現實の生活狀態は、これを中心として上下する。しかし労働の生産力の向上、生産物の極端なる低廉化といふ現象が突如としてあらはれ、さらに、この時期が労働にたいする需要が比較的長期にわたつて上昇する時期と合致する場合には、低廉となつた生産物は、前述の慣習的必要生活費のうちにとりいれられ、最低生活の限度は上昇する。例へば現在ヨーロッパの人々にとつては石鹼は必要品となつてゐるが、ブラジルの土人にはさうではない。彼等は石鹼がないからといつて、苦痛や不自由を感じない。かういふ風に最低生活の限界自體の内容は時代を異にするにともなひ變化する。異なる時代のものを比較せば、後の時代の労働者の狀態は、それ以前のものに比して改善されることはあり得る。しかし、ある階級の生活狀態を測定する場合に取扱ふべきものは、過去のものととの比較ではなく、同じ時代における他の諸階級の狀態との比較である(前掲全集第三卷五七—六七頁)。

かかる見解にたつてラッサアルは『間接税と労働階級の狀態』(全集第二卷三四五—三六二頁)のなかで、「賃銀はつねに必ず最小生活費に一致するものであるから、間接税によつて物の價格が騰貴すれば、賃銀はそれだけ騰貴する」と

いふ粗野な命題に反對し、一般に間接税、穀物のやうな絶對的必要品への課税の場合でも、労働者の生活を低下せしめる作用がありうる事實を論證する。

これについて彼は、(一) 外的證明、(二) 内的證明、(三) 統計的證明の三者をあげてゐる。(二) の内的證明とは、この見解が誤りであるといふ理由をあげるものであり、(一) の外的證明といふのは、權威ある學說による證明であつて、ラウとロツシアの說をあげ、自説が正しいことの證明とする。(三) の統計的證明とは、歴史的統計的事實によつて證明するものであつて、トーマス・ツークの研究を引用する。これによつて、物價が騰貴するとき、すべての交換財のうち最後に騰貴するものは賃銀であること、これは生活手段の價格の騰貴とともに直ちに騰貴しないこと、それは穀價の騰貴に比して、おくれがちであること、しかもその騰貴率は、多くの場合に、賃銀のそれが、もつとも低いことについて證明してゐる。

つぎに(二) の内的證明についてのラッサアルの説明は、つぎの通りである。これについて彼はつぎの三點をあげる。

(一) 租税によつて穀價が高くなるときは、轉嫁闘争がおこる。これは日々の必要品に關するものであるから、この場合に労働者が勝つとしても、ながい苦しい期間の後のことである。すべての經濟學者が一致して認めるやうに、賃銀高を決定するものは、労働にたいする供給と需要との關係であり、これは求職者の數と、労働のために支出される國民資本の大きさによつて規定される。スミスやリカアの考へによれば、間接税をかけると、これによつて企業資本、労働基金は減少するため、これに應じて労働者の數が減少しない限りは、賃銀は騰貴しない。要するに、労働者

は、一方では穀價の騰貴、他方では企業資本、随つて労働への需要の減少といふ二方面から壓迫をうける。

(2) アイルランド人やインドの農夫の場合にみるやうに、賃銀が最低限の生活維持に不可欠の物件を支給するに過ぎないときは、租税によつて穀價があがれば、労働者の間に、疾病、栄養不良、餓死がおこり、その數が減少し、賃銀は騰貴する。この現象はドイツでもシュレジエンの織物職工チフスといふ形をとつてあらはれた。しかしドイツの一般労働階級の場合には、その生活程度は、かくも低いものではない。一般的にいつて賃銀はつねに生活必需品の價値に歸するといはれてゐるが、しかしそれは、慣習的に、生活のために必要なものといふ意味であつて、その具體内容は時處によつて異なり、相當程度の幅のあるものである。ドイツでは、コーヒ、砂糖、ビール等は労働者の慣習的生活必需品となつてゐる。故にその生活は生理的にみればなほ切下げうる餘地はある。随つて間接税によつて物價が騰貴するときは、慣習的生活必需品の消費が削減され、これによつて労働者の生活水準は低下するのである。この事實は、ラウ、ロツシア、J・S・ミル、マカロツクも認めてゐる。

(3) スミス、リカアドによれば、穀物等の絶對的生活必需品への課税の場合には賃銀を騰貴せしめるが、コーヒ、タバコ等の日々の普通の欲求品の場合には賃銀を騰貴せしめないと解せられ、兩者の轉嫁作用について區別がなされてゐる。しかし事實はさうではない。兩者ともに労働者の生活を切下げ作用があるものである。何となれば、穀物課税によつて穀價が高くなつても、穀物の消費量を削減することができないため、彼等はコーヒ等の日常の消費物の節約をする。即ち労働者は自己の家計で穀物税をコーヒ、タバコ等への租税に轉化するからである。この意味で穀物税の場合でも労働者の生活水準を低下する。随つて兩者の轉嫁作用については區別し得ないのである。

以上がラッサアルの説の概要である。これについて、ベルンスタインは、その編輯するラッサアル全集第二卷三五〇—三五一頁及び三五七頁における二つの脚註で、ラッサアルの賃銀學説が、つぎの點において誤りがあることを指摘してゐる。(1) 賃銀基金をつねに一定とすることは誤りであり、これには伸縮性がある。(2) 労働者は團結によつて、その生活低下に抵抗し、かかる租税を企業家または消費者に轉嫁しうる可能性があるものである。

ここで問題とするベルンスタインの著書『社會民主黨の租税政策』では、上記のラッサアルの説をきはめて簡単に紹介し、自説を裏書せしめてゐる(三八—三九頁)。

## 十二 結 論

最後にベルンスタインは、本書で資本主義社會においても租税闘争が有意義なことを、つぎのやうに主張する。

イエナ大會の決議によると、餘剩價值にかかる直接税を財源とする場合でも、その使途が労働階級の利益に反するときは、この計畫に反對せよといつてゐるが、この「労働階級の利益」とは、いつたい、どういふ意味か。これには、經濟的、政治的の利益のほかに、精神的の利益といふ社會倫理の原則をもふくむものである。

また經濟方面に問題を限定しても、租税問題は租税の種類や階級別の問題のみで盡きるものではなく、租税收入の經濟、即ちその使途にも關係がある。租税の「使途」といふ場合には、個々の經費の使途のほかに、經費相互間の配分が妥當であるかどうかといふことをもふくむ。それから分支邦がドイツ帝國へ支拂ふ分擔金が人口を標準として分支邦の間に割りあてられるので、貧邦には重課となり、人頭税の性質をもつてゐることも注意すべきである。また社

會主義社會が實現するまでは、消費税及び流通税に反對する闘争が賃銀の購買力を維持するための闘争の主要部分を構成するものであり、そして議會や行政組織における労働者の勢力の進出及び貨幣の購買力の向上について労働者と共同の利害をもつ社會層が増加することは、この闘争の將來を有望にするものである（四〇—四四頁）と。

以上がベルンスタインの主張の概要である。彼は、結論でその立場をつぎの語をもつて要約してゐる。

「要するに、社會民主黨は、労働者階級、無産者の政黨である。故にその租税政策は、この階級の經濟的、政治的及び社會文化的利益によつて規定されなければならぬ。労働階級の經濟的地位は、すべて賃銀のために労働するものと及び所得において彼等に等しい地位にある俸給受領者及び小營業者の租税免除の要求を、まさしく肯定するところのものである」（四五頁）と。

要するに、ベルンスタインのこの書物は、この稿の説明によつて明かなやうに、修正主義の立場から、社會主義財政乃至租税政策を規定するものである。その後、諸國に發展した社會黨の政策は、この線にそつて發展してゐる。（終、